

令和6年10月7日

部課長各位

大山崎町長 前川 光

令和7年度当初予算編成方針について(通知)

町予算規則第5条の規定に基づき、令和7年度当初予算編成方針を別紙のとおり定めたので通知する。

なお、予算要求の詳細については、別途通知する予算編成要領に基づくこととする。

令和7年度当初予算編成方針

1 国の動向

国は「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、現下の経済財政状況について、「デフレから完全に脱却し、成長型の経済を実現させる千載一遇の歴史的チャンスを迎えて」おり、「日本経済を成長型の新たなステージに移行させていくことが、経済財政運営における最重要課題となっている」としている。

そうした中、国では「社会課題の解決と持続的な経済成長の実現に向け」、「人材や資源を成長分野に集中投入することによって」、「日本経済を『成長型の新たな経済ステージ』へと移行」させようとしている。

また、人口減少が見込まれる中でも長期的に経済成長を遂げるため、「誰もが活躍できるWell-beingが高い社会の実現」、「地域ごとの特性・成長資源をいかした持続可能な地域社会の形成」など、5つのビジョンを掲げ、今後3年程度で必要な制度改革を含め集中的な取組を講じていくとしている。

こうした基本方針を踏まえ、物価上昇や世界経済の下振れリスクへの対応など我が国を取り巻く最新の経済状況と、それに伴う国の政策について、今後の動向に注視する必要がある。

2 令和5年度の決算状況と今後の財政見通し

(1) 令和5年度の決算状況

令和5年度一般会計決算の規模は、給付金事業や大規模建設事業の実施により、過去2番目の規模となった。まず、歳出では、義務的経費はいずれも前年度より増加し、補助費、投資的経費についても、前年度から大幅増となっている。一方、歳入では、根幹となる町税において、固定資産税は減少に転じたものの、法人税割が増加したことで、町税全体では前年度比1.4%の微増となっている。

また、普通交付税は、原資となる国税収入の増加による追加交付を受けるなど、交付額が大幅に増加し、実質単年度収支は7年連続の黒字を確保した。

基金については、令和5年度も財政調整基金に積み増しを行い、不測の事態に備えるとともに、減債基金にも積み増しし、今後の大型事業の実施に伴う公債費負担の増に備えているところである。

財政指標の状況として、経常収支比率は、前年度の87.9%から89.5%とやや悪化し、財政構造の硬直化が危ぶまれる状況にある。財政健全化法における財政指標については、平成30年度からの都市計画税の導入によって近年、大幅に改善しているところであり、令和5年度についても、将来負担比率は、計算上マイナスとなったため算出されず、実質公債費比率については、前年度からの微増となっているが、その他の指標も含め、すべて健全な範囲内にあることから、令和5年度の決算数値においては、健全な財政運営を維持している状況にある。

しかしながら、地方債の状況として、人口一人当たりの地方債残高は、府内市町村や類似団体との比較では少ない水準にあるものの、令和5年度末時点の地方債残高は、前年度からさらに増加し、約68億9千万円となっている。その内訳としては、約46%を臨時財政対策債が占めており、そのほかの建設地方債についても後年度に交付税措置のある有利な地方債の活用を図っているところであるが、現在進行形の大型事業等の実施に際して、さらなる新規発行は避けられない状況である。

(2) 今後の財政見通し

令和7年度以降の財政見通しについて、歳入面では、近年の町内大手企業の設備投資の影響がさらに縮小するとともに、国においては、新技術の社会実装やDXによる生産性向上、インセンティブ改革や見える化を進めながら、歳出構造を平時に戻すとしている。合わせて、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を確保するため、税体系全般の見直しを推進する、ともしているが、団塊の世代が順次後期高齢者となり、2025年問題・2040年問題と言われる、超高齢・人口減少社会が到来することで、現役世代が減少し、町税を主とした自主財源の増加を見込むことは難しい状況にある。

歳出面では、医療・介護の複合ニーズを抱える85歳以上人口の増大、「こどもまんなか社会」の実現のための施策の実施等による歳出圧力の増大に加え、賃金上昇による人材確保の困難さにも拍車がかかっている。

また、過去に厳しい財政状況の中で先送りされてきた都市基盤整備に、近年積極的に取り組んでおり、さらには、公民館の再整備や学校をはじめとしたインフラを含む公共施設の老朽化対策も着実に推進していく必要がある。

したがって、令和5年度の決算や財政指標の状況に限ると、本町の財政状況は良好と言えるものの、今後の財政見通しを鑑みると、数年のうちに多額の財源不足が見込まれ、持続可能性が危ぶまれる厳しい状況にあると言わざるを得ない。そうした中で、持続的に諸課題に対応していくためには、今までにも増して事業の優先順位を慎重に見極めつつ、一般財源所要額、とりわけ経常経費のさらなる圧縮が必須であることから、改めて既存の事務事業をゼロベースから見直し、思い切った歳出の合理化・効率化に取り組むとともに、あらゆる財源の確保に努めていく必要がある。

3 令和7年度当初予算編成の基本方針

(1) 「大山崎町まちづくりビジョン2025」の着実な推進

令和7年度予算編成にあたっては、「総合計画・後期基本計画」の方向性を踏まえ、十分な成果をあげることができるよう必要な予算を措置することとするが、予算編成過程の中で、その進捗を確認し、必要な調整を行うものとする。なお、後期基本計画ではとりわけ「小さな行政の推進」を強調していることに、特に留意すること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の取り組み

総合計画・後期基本計画と同様に、第2期総合戦略の方向性を踏まえ、十分な成果をあげることができるよう必要な予算を措置することとするが、予算編成過程の中で、その進捗を確認し、必要な調整を行うものとする。なお、第2期総合戦略においても、民間主導による地域の活性化と小さな行政への転換を目的達成の手段として明確に位置付けていることに留意すること。

(3) 令和7年度の重点施策

持続可能な町政運営のため、社会資本、企業や個人の力を活かすシェア型の取組を検討すること。市場原理が働く領域では民間活用を進めることとし、必要な規制緩和にかかる具体的検討に着手するとともに、地域の一人ひとりが日常生活において周囲の人との関わりを持ち、地域社会活動へ参加する「住民参加」も一層促進して生き生きと活躍する人を増やし、多様な主体との共創・協働のもとでの小さな行政を促進する。

加えて、行政手続きのオンライン化、情報システムの標準化、A I、R P Aの活用といった行政のデジタル化を推進する施策に取り組み、利便性の高い次世代型行政サービスも推進し、マイナンバーカードの幅広い行政サービスでの利活用を模索し、小さな行政の推進と、さらなる住民生活の利便性向上の両立を図っていく。

また、高齢者、子ども、障がいのある人など誰もがいきいきと安心して暮らすことができる町をつくりあげるため、ソフト・ハード両面にわたり、その礎となる基盤整備に包括的に取り組み、住民コミュニティの新拠点、多世代交流の場としての複合施設の整備も鋭意推進するとともに、まちづくりへの一層の住民参加を推し進め、「自分たちで作り上げた自分たちの町に住む」という住民意識の醸成を図る。

については、令和7年度重点施策の基本コンセプトを以下の3点とする。

①子育てのまち

町立学校の給食棟の改修に続き、放課後児童クラブの新設、子育て支援医療対象の拡充等、子育て環境の充実を着実に進めているところであるが、さらなる付加価値を追求し、都市部にあって自然が豊かである本町の環境面での強みも生かして若年層・子育て世代に訴求力の高い施策をさらに推進する。

②健康のまち

高齢者個々人に適した多様な社会参加、人や地域との関わり方を可能にする柔軟な地域のあり方を模索し、高齢者の活力向上を推進するとともに、それらの人や社会との多様な結びつきを地域全体のwell-beingとして評価し、促進することで地域の活性化を図る。また、高齢者のみならず、あらゆる世代に対しても天王山をはじめとする本町の豊かな自然等を活用するなど、生涯にわたり活躍できる健康長寿を増やすため、実効性のある施策を展開する。

③環境のまち

令和2年9月に表明した「ゼロカーボンシティ宣言」に基づき、脱炭素に効果的な施策を推進する。なお、その推進については前述のとおり、住民や事業者等の多様な主体との共創・協働による「参加」が不可欠であり、その有効な手法の検討も含め、具体的施策を加速させる。

(4) すべての事務事業の見直し

限られた財源を有効に活用するため、既存事業については安易に継続実施することなく、すべての事業を改めてゼロベースから詳細に点検し、社会経済環境の変化等により、所期の目的を達成したもの、必要性の薄れているものや、効果が明らかではないものなどは、整理統合や廃止を含めた再編・再構築を行うとともに、新規の予算要求についてはスクラップアンドビルドを基本とすること。また、継続事業についても、更なる改善につながるよう事業内容や実施手法（実施主体、対象、単価、回数等）の見直しを進めるとともに、徹底したムリ・ムラ・ムダの排除や不用残の検証を行うこと。

(5) 予算要求にあたっては、住民の声に耳を傾け、十分留意・検討すること。

(6) 経常経費については、賃金、物価の上昇を反映したうえで、全体として前年度以下に抑制すること。

4 予算編成にあたっての留意事項

(1) 要求基準の設定

「3 令和7年度当初予算編成の基本方針」で示した各施策・事業の実施に要する財源を確保するため、別に示す「予算編成要領」のとおり要求基準を設定する。同基準を踏まえ予算要求を行うこと。

また、近年、決算における不用額については増加傾向にあり、執行状況の精査等による不用額圧縮の取組として、いわゆる「減額補正」を行ったうえでもなお、多額の不用額が生じている。歳入についても同様に、予算計上額以上の収入があった場合には余剰額となり、翌年度へ繰り越すほかない状況である。

限られた財源のもとで多様化する住民ニーズに 대응していくためにも、算定に当たっては、決算や予算の執行状況（見込）も踏まえ、既存の施策・事業等を十分精査したうえで、施策の選択と集中・スクラップアンドビルドを進め、重点的に取り組む施策分野を設定するなど、メリハリのある算定を行うこと。

(2) 国・府の動向の的確な把握と対応

国・府における物価高騰や国内外の経済情勢等への対応、デジタル化、グリーン化施策をはじめ、人口減少・地方創生に関する取り組み、国土強靱化、防災・減災対策の推進等の動向、新たな施策・経済対策など、積極的な情報収集に努め、迅速かつ的確な対応を行うこと。

また、国・府における施策の見直し、行財政改革などにより、財源変更があった場合には、一般財源による補てんは原則として行わないため、事業の廃止を念頭に見直しを行うこと。

(3) 歳入の確保

国、府等の補助金や交付税措置のある地方債など、より有利な財源を活用するとともに、常に多角的な検討を行い、住民負担の公平性の観点からの受益者負担の見直しや、協賛金、広告収入、寄附金等、あらゆる財源の確保に最大限取り組むこと。特に、重点事業に挙げている子育て支援、脱炭素等の環境保全に関する経費については、国の令和7年度概算要求においても各省庁において増額要求されているところであり、特定財源の確保に遺漏の無いよう、積極的に情報収集に努めること。

また、債権管理については、公平性の観点からも、督促や滞納処分の実施による収納率の向上など適切な管理による歳入の確保に努めること。

なお、利用料収入を得ている施設については、各所属において歳入と歳出の状況を把握し、他団体との比較等、施設利用の対価として適切な設定となっているか検討することとし、歳入の確保に努めるとともに、施設設置の効果が十分に発揮されるよう留意すること。

5 予算編成要領に基づく編成

細部については、別に示す「予算編成要領」を踏まえ予算編成を行うこと。